

監査結果公表第22-6号

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年1月5日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

記

1 定期監査

市立病院事務局

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長田中誠太様
八尾市議會議長長野昌海様

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成22年4月1日から平成22年11月25日まで

2 監査の対象部局

市立病院事務局企画運営課

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成21年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成22年5月20日以前は平田正司、井上依彦両氏が監査を執行したことを申し添える。

1 契約関係事務について

今回の定期監査では、PFI事業に関し、八尾市立病院維持管理・運営事業契約に基づくモニタリング等の状況について、市立病院事務局が所持する「モニタリング委員会」、「PFI事業評価部会」の議事録等を監査資料として監査を実施したが、モニタリング結果に基づくSPC（特別目的会社「八尾医療PFI株式会社」）に対する業務改善命令、減額措置等については適切な対応がなされていると思料され、特に指摘する事項は見受けられなかった。

なお、PFI事業に係るもの以外の他の契約に関する事務においては次の各号のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 隨意契約において、複数の見積書を徴していないものや随意契約の理由、適用条項が適切でないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 契約者の住所が見積書と契約書で相違するもの、契約書の契約者名の記載に誤りがあるもの、契約書の契約期間開始日が伺書の決裁日よりも前の日となっているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 伺書において、契約単価等の記載のみで、契約に係る年間予定金額、予算額等の記載がないものが見受けられるが、決裁者を区分する根拠等として必要なものであり明記すること。
- (4) 伺書に添付されている見積書において、日付の記入のないものや仕様の相違するもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (5) 電算システムの保守業務の一部再委託について、委託内容の全部を再委託しているように見受けられるものが認められたので、適正な事務処理に改めること。

2 各種手当の認定・支給事務について

(1) 共通事項関係

- ア 各種手当の支給開始根拠となる届書の受付印が押印されていないものや受付日が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- イ 各種手当の認定額の変更において、旧支給額の分かる届等が添付されておらず、変更に伴う戻入の手続き等精算処理の確認ができないため、精算額の根拠について変更認定の決裁時及びその後の事後処理が明確となるよう事務処理方法の改善を図ること。

(2) 扶養手当関係

- ア 扶養親族届において、最新の届書の扶養親族としての認定者に基づく額と現行の手当支給額とが一致しないものが見受けられたので、支給額と認定内容が明確となるよう事務処理の改善を図ること。
- イ 扶養親族届に係る添付書類において、配偶者の離職証明の添付のないものや証明の内容が不備なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(3) 住居手当関係

- 八尾市立病院企業職員住居手当支給規程第10条第1項においては、「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う」ものとされているが、住居届の受理日と支給開始月との関係において規定と異なる事例が見受けられたので、処理経過を明記する等事務改善を図ること。

(4) 通勤手当関係

- 通勤手当の認定において、通勤距離数に基づく支給額の認定を誤っているものや通勤経路が複数ある場合で、八尾市立病院企業職員通勤手当支給規程第5条第1項第1号に規定された「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」としては認められないものが見受けられたので、適正に処理すること。

(5) 特殊勤務手当関係

- 特殊勤務報告書と出勤簿を照合したところ、夏季特別有給休暇及び年次有給休暇を取得している日に特殊勤務に従事した報告がなされているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(6) 時間外勤務手当関係

超過勤務命令個人カードにおいて、所属長印が押印されていないもの、超過勤務開始時間の記載がされていないものが見受けられたので、適正に処理すること。

3 文書事務について

- (1) 行政財産の目的外使用許可に係る伺書において、使用許可書の年額使用料の金額の表示を月額と誤っているものや、実費負担である電気料金の金額を明記していないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 要綱による設置である「八尾市立病院改革プラン評価委員会」の委員謝礼金について、当該委員の委嘱に係る伺書においては、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給するとなっていた。また、「八尾市立病院改革プラン評価委員会設置要綱」には謝礼金等について何ら規定がなされておらず、適正な事務処理に改めること。
- (3) 伺書において、決裁の過不足が生じているもの、廃棄年月の記載がないもの、文書公開の取扱区分が適切でないもの、添付資料に不備があるもの等が見受けられたので、八尾市立病院事務処理規程等の関係規定に基づき適正に処理すること。